

PTA 活動を進めるために

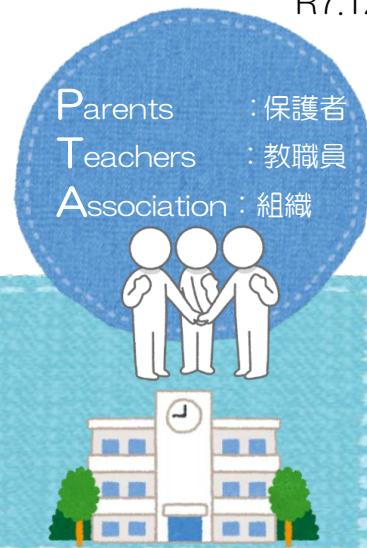
PTA 役員向け資料

R7.12

PTA とは、子どもの健やかな成長を図ることを目的とした社会教育関係団体です。PTA の会員には保護者だけでなく、学校の教職員も参加しています。自分の子どもだけでなく、学校や地域の子どもたちみんなのより良い成長に向けて、お互いの立場を尊重しつつ、連携、協力していくことが大切です。子どもを取り巻く環境が急速に変化している時代だからこそ、学校と対話を重ね、寄り添い、かけがえのない子どもたちを温かくサポートしてまいりましょう。

【PTA 活動の意義】

- 子どもの健全育成のための活動を行う
- 子どもの安心・安全のための活動を行う
- 学校や地域との連携を図り、
子どもはもちろん地域社会全体の福祉増進に寄与する
- 会員（保護者、教職員）同士の相互理解を深める



任意団体・任意加入

PTA は、その趣旨に賛同し協力する意思をもった会員（保護者及び教職員）で構成される団体です。つまり、本人の意思による参加（任意加入）で成り立つ団体のため、入退会は自由です。入学前学校説明会等にて、PTA 活動の説明とともに、加入意志の確認をお願いします。

※入会申込書などの書式例は、当協議会の Web サイトからダウンロードできます。

子どもたちのために

PTA 活動は、学校に通うすべての子どもを分け隔てなく対象として、子どもたちの健やかな成長を図るためにその活動を行います。PTA に非加入家庭の子どもへの対応は、不利益にならないように心がけてください。

また、PTA が「子どもたちのために」担う役割は、子どもたちへの直接的な関わりだけではなく、保護者と教職員・保護者同士の話し合いや取組み、学びや交流によってつくられる信頼関係の中で、子どもたちが安心・安全に学校教育を受けられるようにすることです。

個人情報の取扱い

2017 年「個人情報保護法」改正により、PTA も個人情報保護法の対象となりました。個人が特定されるものはすべて「個人情報」です。

【5 つの基本】

- ① 情報を取得する際は、必ずご本人に使用目的を伝える。
- ② 決めた目的以外には使用しない。
- ③ 流出・漏洩しないよう適切に管理する。
- ④ 取得した情報を無断で他人に渡さない。
- ⑤ ご本人から情報開示を求められたら必ず応じる

会費の取扱い

PTA 会費は活動のための活動費と、その活動を支える運営費を会員全員で平等に均等に負担するものです。毎年の会費は、年度内に使い切ることが理想ですが、特定の目的のための繰越金、積立金がある場合は、あらかじめ使い道を決めた上で、総会等で会員から承認を得る必要があります。PTA 会計監査についても適正に行うようにしてください。

会費の集金を学校に委任する場合には、PTA と学校との間で協議し、会員には周知と同意を得てください。※業務委任契約書の書式例は、当協議会の Web サイトからダウンロードできます。

Web サイトに「PTA 活動ハンドブック」も用意しています。ぜひご活用ください。
(<https://pta-yokohama.info.download.tanipta/>)

いつでも気軽に
ご相談ください



横浜市PTA連絡協議会 事務局

TEL: 341-0181 FAX: 341-0430

e-mail: ycity-pta-7080@car.ocn.ne.jp

URL: <https://pta-yokohama.info>

